をして当該認定に係る同号の第二欄に掲げる区域（同法第二条第三項第二号イに規定する地域を含む市町村の区域に限る。）内において同表の第一号の第三欄に掲げる事業の用に供した同号の第四欄に掲げるものに限る。）　その取得価額の百分の二十五に相当する金額

第十条の二第五項第一号ロ中「イに」を「イ及びロに」に、「百分の五十（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得又は製作をしたものについては、百分の三十四）」を「百分の三十四」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　機械及び装置（第一項の表の第一号の第一欄に掲げる個人で東日本大震災復興特別区域法第三十七条第一項の規定により認定地方公共団体（同欄に規定する認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村を除く。）の指定を受けたものが取得又は製作をして当該認定に係る同号の第二欄に掲げる区域（同法第二条第三項第二号イに規定する地域を含む市町村の区域に限る。）内において同表の第一号の第三欄に掲げる事業の用に供した同号の第四欄に掲げるものに限る。）　その取得価額の百分の五十に相当する金額

第十条の二第五項第二号イ中「前号イ」の下に「及びロ」を加え、同号ロ中「前号ロ」を「前号ハ」に、「百分の十五（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得又は製作をしたものについては、百分の十）」を「百分の十」に改め、同号ハ中「前号ハ」を「前号ニ及びホ」に改め、同号ニ中「前号ニ」を「前号ヘ」に、「百分の八（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得又は建設をしたものについては、百分の六）」を「百分の六」に改め、同号ホ中「前号ホ」を「前号ト」に改め、同号ヘ中「前号ヘ」を「前号チ」に改め、同条第十一項中「第十条の二第三項」を「第十条第三項」に改め、同条を第十条とする。

第十条の二の二第一項中「五年」を「七年（当該いずれか遅い日が平成二十六年四月一日前である場合には、五年）」に、「ある場合には」を「あった場合におけるその変更に係る区域については」に改め、「この項から」を削り、同条第三項中「五年」を「七年（当該いずれか遅い日が平成二十六年四月一日前である場合には、五年）」に、「ある場合には」を「あった場合におけるその変更に係る区域については」に改め、同条第九項中「第十条の二の二第三項」を「第十条の二第三項」に改め、同条を第十条の二とする。

第十条の二の三第一項中「五年」を「七年（当該いずれか遅い日が平成二十六年四月一日前である場合には、五年）」に、「ある場合には」を「あった場合におけるその変更に係る区域については」に改め、「この項から」を削り、同条第三項中「五年」を「七年（当該いずれか遅い日が平成二十六年四月一日前である場合には、五年）」に、「ある場合には」を「あった場合におけるその変更に係る区域については」に改め、同条第八項中「第十条の二第七項」を「第十条第七項」に改め、同条第九項中「第十条の二の二第三項」を「第十条の二の三第三項」に改め、同条を第十条の二の二とする。

第十条の三第一項中「定められた東日本大震災復興特別区域法」を「定められた同法」に改め、「定められた復興産業集積区域」の下に「（東日本大震災復興特別区域法第二条第三項第二号イに規定する地域を含む市町村の区域を除く。）」を加える。

第十条の三の二第一項中「三年」を「七年（当該いずれか遅い日が平成二十六年四月一日前である場合には、三年）」に改め、同条第二項中「第十条の二」を「第十条」に改める。

第十条の三の三第一項中「三年」を「七年（当該いずれか遅い日が平成二十六年四月一日前である場合には、三年）」に改め、同条第二項中「第十条の二」を「第十条」に改める。

第十条の四第一項中「第十条の二第三項」を「第十条第三項」に、「第十条の二の二第三項」を「第十条の二の二第三項」に、「第十条の二第四項、第十条の二の二第四項」を「第十条第四項、第十条の二第四項」に、「第十条の二の三第四項」を「第十条の二の二第四項」に、「第十条の二第五項第三号、第十条の二の二第五項」を「第十条第五項第三号、第十条の二第五項」に、「第十条の二の三第五項」を「第十条の二の二第五項」に改める。

第十条の五第一項中「東日本大震災復興特別区域法の」を「同法の」に改め、同項第二号中「前号」を「前二号」に、「百分の五十（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得又は建設をしたものについては、百分の三十四）」を「百分の三十四」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　東日本大震災復興特別区域法第三十九条第一項の規定により認定地方公共団体（当該認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村を除く。）の指定を受けた租税特別措置法第十条第七項第六号に規定する中小事業者が取得又は製作若しくは建設をして当該認定に係る復興産業集積区域（東日本大震災復興特別区域法第二条第三項第二号イに規定する地域を含む市町村の区域に限る。）内において開発研究の用に供した開発研究用資産　その取得価額の百分の五十に相当する金額

第十条の五第三項中「第十条第八項第七号」を「第十条第七項第七号」に改める。

第十一条第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「第十条第八項第五号」を「第十条第七項第六号」に改める。

第十一条の三中「第十条の二から第十条の二の三まで」を「第十条から第十条の二の二まで」に改める。

第十一条の三の二第一項中「及び第十一項第二号」を削り、同条第三項第一号中「第十条の二の二第一項」を「第十条の二第一項」に改め、同項第二号中「第十条の二の二第二項」を「第十条の二第二項」に改め、同条第七項中「この項から」を削り、同条第十一項中「第十条の二の二の」を「第十条の二の」に、「次に定めるところによる」を「当該個人（福島復興再生特別措置法第二十三条に規定する認定事業者に該当するものを除く。）は、同法第二十三条に規定する認定事業者に該当するものとみなす」に改め、同項各号を削る。

第十一条の四第一項中「。以下この条及び次条」を「。以下第十一条の六まで」に改め、同条第六項中「、第十一条の六及び第十二条」を「及び第十一条の六から第十二条まで」に改める。

第十一条の六の見出し中「の敷地」を削り、同条第四項中「及び第二項」を「、第二項、第四項及び第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項、第二項及び前二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項を同条第五項とし、同条第一項中「土地又は当該土地の上に存する権利（同項において「」及び「」という。）」を削り、「七年」と読み替えて「十年」として」に改め、同項を同条第四項とし、同条に第一項から第三項までとして次の三項を加える。

その有する家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによってその居住の用に供することができなくなった個人が、当該居住の用に供することができなくなった家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地若しくは当該土地の上に存する権利（以下この条において「土地等」という。）の譲渡をした場合には、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句として、租税特別措置法第三十一条の三、第三十五条、第三十六条の二、第四十一条の五の二の規定を適用する。

租税特別措置法第三十一条の三第二項第二号	で当該個人の居住の用に供されなくなつたもの（当該個人の居住の用に供されなくなつた	三年
	が警戒区域設定指示等（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の七第三項に規定する警戒区域設定指示等をいう。以下この号、第三十五条第二項第二号、第三十六条の二第一項第二号、第四十一条の五第七項第一号ロ及び第四十一条の五第七項第一号ロにおいて同じ。）が行われた日において所在し、当該警戒区域設定指示等の対象区域内にあつた場合において、当該警戒区域設定指示等が行われたことによつてその居住の用に供することができなくなつた場合における当該家屋（当該個人の居住の用に供することができなくなつた	十年